

市営住宅 単身高齢者向けシェアハウス 入居者募集案内書

募 集
期 間

令和 8年 9月 15日(火) ~

令和 8年 11月 30日(月)

※募集期間中に応募者多数の場合は、**抽選** により入居者を決定します。

(応募者が募集戸数に満たない場合は、**12月1日(火)以降 随時受付** いたします)

■ 単身高齢者シェアハウスとは

本来、市営住宅では親族以外の同居はできませんが、お知り合いの方とグループを組んで申込みできる、新たな取り組みです。

👵 こんな方へ・・・ 「ひとり暮らしに少し不安を感じている、施設ではなく、自分らしく暮らしたい」 など

■ 入居者募集の内容

住宅名	市営 千代六丁目西 住宅 (博多区千代6丁目4-13)
募集戸数	3戸 (1戸に最大3名まで入居可)
間取り	3DK (60.94㎡)
家賃	月額 28,900円/戸 (R8年度) ※共益費 別途
応募方法	2名または3名の グループ申込み
備考	大型商業施設や病院と近接

■ 位置図



お問い合わせ先

※通常の市営住宅と要件や手続きが異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

福岡市 住宅都市みどり局 住宅運営課

〒812-0025

福岡市博多区店屋町4-1冷泉ハープビル

福岡市住宅供給公社2階

☎ 092-283-1313

(FAX 092-271-2556)

窓口受付時間：9時から17時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

1. 申込方法

申込書は、事前に来所または電話にてご相談いただいた方に、窓口や郵送にてお渡しします。

◎ 2人または3人でグループを組んで、お申込みいただく必要があります。

- ・お一人での申込みはできません。
- ・お友達やお知り合いの方同士でお申込みいただけます。
- ・グループの中に親族の方を含めることはできません。

◎ グループの代表者を決めて、お申込みいただく必要があります。

- ・入居後はグループの代表者が住宅の名義人となります。
- ・諸手続きに関する通知や、家賃の請求等は全て名義人宛てにおこないます。

2. 入居者資格

入居される方全員が、それぞれ以下の要件を満たし、お互いに親族関係でないことが必要です。

(1) 60歳以上であること

(2) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がおらず、かつ親族と同居していないこと

- ・通常の市営住宅入居者募集に申込みできる事実上婚姻関係にある方、パートナーシップ関係にある方の申込みはできません。
- ・現在、親族と同居している方は、資格審査の時までに、同居している親族全員に転出などの事情が認められる場合は、お申込みいただけます。

(3) 福岡市に住んでいるか、勤務していること

- ・市外居住の方でも、福岡市内に勤務している方はお申込みいただけます。（※申込受付日時時点で既に同一事業所に4カ月以上継続して雇用され、かつ1週間の勤務時間が30時間以上であること）

(4) 現在住宅に困っていること

- ・持家がある方の申込みは原則できません。（※入居手続きまでに持家を処分する場合を除く）
- ・市営住宅にお住まいの方でも、単身世帯の方はお申込みいただけます。

(5) 収入基準にあうこと

- ・収入基準については、次ページ「3.収入基準の目安」を参照ください。

(6) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- ・福岡市営住宅に係る家賃等の滞納がある方は申込みできません。また、過去に条例等に違反し、明渡請求を受けたことがある方は、原則として申込みできません。

(7) 暴力団員でないこと

- ・暴力団員でないか、申込み後に警察本部に照会いたします。

3. 収入基準の目安

入居される方全員が、それぞれ確認してください。

(1) 給与収入のみの場合

・総収入金額が 年額 3,887,999 円（所得 2,667,200 円）以下の方

(2) 年金収入の場合

・総収入金額が 年額 3,924,015 円（所得 2,668,011 円）以下の方

(3) 事業所得の場合

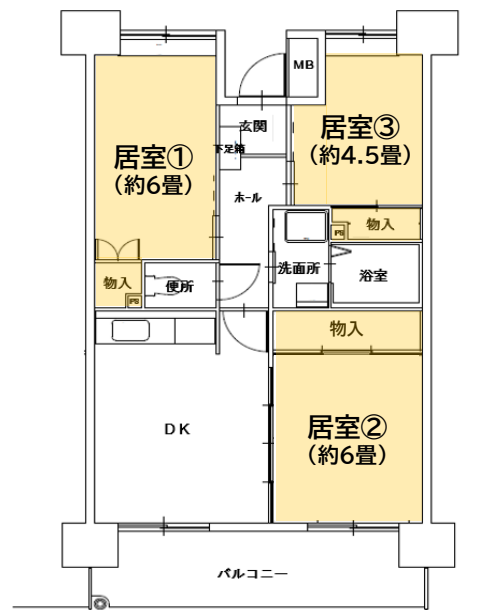
・総所得金額が 年額 2,568,011 円以下の方

※複数の収入がある方、そのほか身体障害者手帳をお持ちの方などは別途控除がありますので、詳しくは [お問い合わせ先](#) までお尋ねください

4. 募集住戸

部屋割りや共同生活のルール、家賃の負担割合などは、入居される皆様で話し合いのうえ決められてください。

市営千代六丁目西住宅	
構造等	平成24年竣工 EV付10階建(高層耐火)
間取り	3DK(60.94㎡)
家賃	月額28,900円/戸(R8年度)
敷金	家賃の3ヵ月分
備考	・全室フローリングに改修 ・各居室にドア鍵設置 ・共益費は家賃と別途必要



[間取り図]

5. 注意事項

◎ 入居後は毎年、入居状況や収入の申告などの手続きが必要になります。

- ・収入基準を超えられた方は退去していただく必要があります。
- ・入居者の退去や転出などにより単身世帯となられた、入居者同士の婚姻により親族となられたなど、シェアハウスの入居者資格に当てはまらない状態になった場合は、他の市営住宅に住替えていただく必要があります。

◎ そのほか、市営住宅の管理については、福岡市営住宅条例の規定に準じます。

6. 申込みから入居までの流れ

入居者募集期間中、申込みは随時受付けております。

通常の市営住宅の手続きと異なる部分がありますので、申込みをご検討されている方は、まずは下記までお問い合わせください。

1. 相談

申込方法や入居資格が通常の市営住宅と異なりますので、まずは、事前に **お問い合わせ先** まで、来所または電話にてお問い合わせください。

2. 申込み

申込書は、事前にご相談いただいた方に窓口や郵送にてお渡ししております。
まずは、**お問い合わせ先** まで、お問い合わせください。

3. 資格審査

必要書類を揃えて、申込書と一緒に提出してください。
入居資格を確認するための審査を受けていただきます。
※提出された書類はお返しいたしません。

4. 抽選

募集期間中に募集戸数(3戸)より応募者が多数となった場合は、**抽選（12月3日(木)実施）**で入居者を決定します。
応募者が募集戸数に満たなかった場合は、**12月1日以降、先着順**で入居者を決定します。

5. 住宅斡旋

入居していただく住戸を決定し、**部屋の下見**をしていただきます。
※契約に関する書類をお渡しします。

6. 契約

必要な書類が揃いましたら、契約手続きをしていただきます。
※住宅の鍵をお渡ししますので管理義務が発生します。

7. 入居

入居可能時期 **令和8年12月以降**
※修繕状況等により時期が延びる場合があります

お問い合わせ先

- 福岡市住宅都市みどり局 住宅運営課
- 電話 092-283-1313 ● FAX 092-271-2556
- 住所 福岡市博多区店屋町4-1 福岡市住宅供給公社2階